

京都市立病院 周辺案内地図付き広告仕様書

1 概要

(1) 提案を募集する業務

京都市立病院における周辺案内地図付き広告の設置（2基）

(2) 設置場所

京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町1-2）

本館1階正面入口の西側壁面（別添位置図参照）

新館1階時間外入口の西側壁面（別添位置図参照）

(3) 業務の内容

京都市立病院の周辺案内地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

(4) 設置期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで（詳細は別途協議のうえ決定するものとする）

2 各部仕様

(1) 本体

ア 本館については、縦2,400mm×横1,400mm程度の大きさを作成すること（詳細は別途協議のうえ決定するものとする）。

イ 新館については、縦1,400mm×横1,800mm程度の大きさを作成すること（詳細は別途協議のうえ決定するものとする）。

ウ 本体は、地震時等含めて転倒・落下しないよう、壁面又は床面に固定すること。

エ 周囲と調和のとれた色合いにすること。

オ 電照タイプとする場合は提案書に盛り込むこと。なお、その電気代は受託者の負担とする。

(2) 周辺案内地図

ア 本体内に収まり、本館、新館について、いずれも縦1,000mm×横1,000mm以上の大きさを作成すること。

イ 公共施設・災害時の避難場所等市立病院が指定する地点をわかりやすく表示すること。

ウ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。

エ 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。

オ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は案内地図全体を張替えること。

(3) 広告枠

ア 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。（写真・名称・電話番号等）

イ 広告と地図上の箇所とを番号等で対応させておくこと。

ウ 枠数・サイズは自由とするが、本体内に収まる大きさを作成し、1枠が極端に大きく又は小さくならないようにすること。

エ 広告の内容については、事前に京都市立病院に広告案を提出し、承認を得ること。差替えを行う場合も同様とする。

オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、京都市立病院が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

3 その他

(1) 設置費用・広告料金等

- ア 制作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- イ 広告料については、年度ごとに支払うこと。
- ウ 電気代については、3ヶ月ごとの精算払いとする。

(2) 留意事項

- ア この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、京都市広告掲載基準第2条及び第3条、その他関連法令・規程に定めるところによるものとする。
- イ その他の条件については、別途協議のうえ定めるものとする。